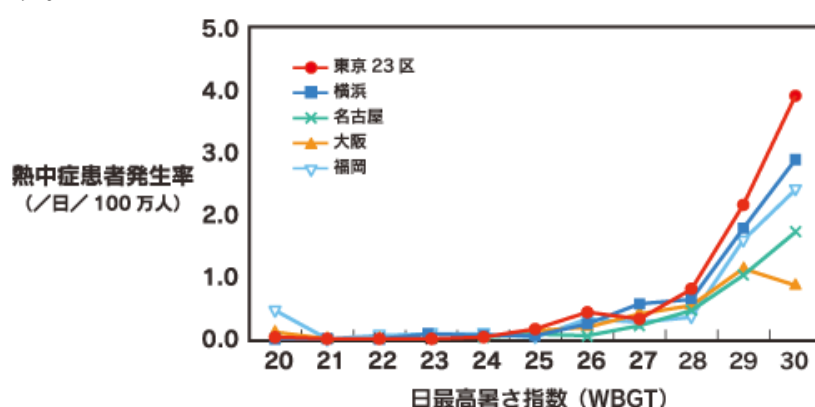


熱中症特別警戒情報発表時の農業現場への注意喚起等の手引き

1 発表基準等

- ・ 都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数(WBGT)が 35 に達することが前日の午前 10 時時点において予測される際に、前日の午後2時頃に発表されます。
- ・ なお、暑さ指数とは、①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、これが 28 を超えると熱中症患者が著しく増加することが明らかになっています。



引用：環境ウェブサイト「熱中症予防情報サイト」

2 暑さ指数「35」のリスク

- ・ 暑さ指数が「31」に達すると、運動に関する指針では、「特別の場合以外は運動を中止する」とされ、最も危険な段階に分類されています。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

引用：環境ウェブサイト「熱中症予防情報サイト」

- ・ 過去最高値は2020年8月 11 日に埼玉県で記録した「34」でした。これが「35」以上となると、これまでほとんど経験したことのない暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるおそれがあるとされています。
- ・ なお、2021年にカナダのブリティッシュコロンビア州において 56 名の熱中症による死者が発生した6月 27 日の暑さ指数は、「34.9」と推計されています。

3 注意喚起のフロー（フロー図イメージ：別紙1）

① 環境省ルート

- ・ 熱中症特別警戒情報の環境大臣から都道府県知事への通知については、環境省から各都道府県担当あてにメールを送付し、併せて受領確認が行われます。
- ・ 改正適応法では、都道府県知事から市町村長に通知することとされているため、都道府県から市町村担当あてにもメール等で伝達されることとなります。
- ・ 都道府県や市町村においては、地域の実情に応じて、記者会見、報道発表、防災無線、Ｌアラート、メール、電話、回覧、広報誌、声かけ等により注意喚起が行われることが想定されています。
- ・ また、市町村では、関係のある公私の団体と連携した上で、地域住民への発信等を行うこととされています。

② 農林水産省ルート

- ・ 農林水産省においても、環境省から情報を得て、速やかに地方農政局等を通じて各都道府県担当（農業）あてにメールを送付します。（事務連絡イメージ：別紙2）
- ・ 都道府県担当（農業）におかれては、県庁内の熱中症特別警戒情報の発表に関する通知を受け取る部局と連携しつつ、市町村担当（農業）にメール等で情報提供してください。
- ・ 都道府県や市町村から住民等への注意喚起の発信が行われる際は、できるだけ農業分野に配慮した内容が盛り込まれるよう熱中症特別警戒情報の発表に関する通知を受け取る部局の担当者など関係者と連携して御対応ください。
- ・ また、都道府県や市町村から農業関係団体に対して、農業者に注意喚起を行うよう協力要請を行ってください。農林水産省においても、農業関係団体の全国組織に注意喚起への協力要請を行うこととしています（事務連絡イメージ：別紙3）。

4 農業者への注意喚起の内容

- ・ 環境省では、一般的なキーメッセージとして、以下を提示しています。
 - 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！
 - 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！

○今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

- ・ また、その際の熱中症予防行動として、以下を提示しています。
 - ☑ 室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごす。※
 - ☑ こまめな休憩や水分補給・塩分補給
 - ☑ 身近な場所での暑さ指数を確認した上で、涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対策の徹底
 - ☑ 熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」※※は自ら積極的に対策を徹底し、周囲の方も熱中症弱者への声かけを徹底
 - ※ 涼しい環境への避難ができない場合、皮膚を濡らしてうちわや扇風機で扇ぐことや、氷やアイスパック等で冷やすことも対策として考えられる。
 - ※※ 特に脱水状態にある人、高齢者、乳幼児、からだに障害のある人、肥満の人、過度の衣服を着ている人、普段から運動をしていない人、暑さに慣れていない人、病気の人、体調の悪い人など。
 - ・ さらに、管理者がいる場所やイベント等について、暑さ指数等を実測の上、責任者が適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討の推奨を呼び掛けることとされています。
 - ・ これらを農業現場の実態に照らすと、
 - ① スポットクーラー等を設置できる選果施設等を除き、作業場において涼しい環境を作ることが難しい
 - ② 高齢者の割合が高い
 - ③ 法人経営などを除き、自ら労働管理を行う必要があり、適切な熱中症対策が取れているか客観的に判断することが難しい
- こと等を踏まえ、農林水産省としては、熱中症特別警戒情報の対象日は、日中における屋外や農業用ハウス内での作業の中止・延期の検討を推奨することが妥当だと考えています。

(以上)